新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年３月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第８号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則（平成12年新潟県規則第103号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表（第４条関係）	**別表**（第４条関係）

改正後

機　械　器　具　等	貸付料の額（１時間につき）
１　製造機器及び製造器具	
(1)～(3)　（略）	（略）
(4)　削除	
(5)～(11)　（略）	（略）
(12)　削除	
(13)～(41)　（略）	（略）
２　分析機器及び分析器具	
(1)～(6)　（略）	（略）
(7)　削除	
(8)～(13)　（略）	（略）
(14)　マルチタイプＩＣＰ発光分光分析装置	1,810円
(15)　マイクロ波試料前処理装置	300円
(16)　食物繊維自動抽出装置	1,890円
(17)　油脂成分自動抽出処理装置	410円

備考　（略）

改正前

機　械　器　具　等	貸付料の額（１時間につき）
１　製造機器及び製造器具	
(1)～(3)　（略）	（略）
(4)　ロータリーオーブン	260円
(5)～(11)　（略）	（略）
(12)　真空麺帯機	270円
(13)～(41)　（略）	（略）
２　分析機器及び分析器具	
(1)～(6)　（略）	（略）
(7)　酵素反応物・機能性ペプチド抽出分析装置	550円
(8)～(13)　（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。